

# 指定訪問介護等重要事項説明書

(社福) 仁淀川町社会福祉協議会  
サポートセンターほのか  
高知県吾川郡仁淀川町大崎 264-8

## 重要事項説明書

訪問介護等サービス提供開始にあたり、当事業所が説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1. 事業者

事業者名称	社会福祉法人 仁淀川町社会福祉協議会
法人所在地	高知県吾川郡仁淀川町大崎 264 番地 8
電話番号	0889-35-0207
代表者氏名	会長 中越 八 東
設立年月日	平成17年8月1日

### 2. 事業所の概要

#### (1) 事業所の所在地等

事業所の名称	サポートセンター ほのか
介護保険指定 事業者番号	訪問介護事業所・第1号訪問事業所 高知県 第3972400653号
開設年月日	平成19年4月1日
事業所所在地	高知県吾川郡仁淀川町大崎 264 番地 8
電話番号等	T E L 0889-35-0250 F A X 0889-20-2012
管 理 者	掛 水 奈 美
事業所の通常の 事業の実施地域	仁 淀 川 町

#### (2) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	訪問介護・第1号訪問事業は、介護保険法令に従い、ご利用者が居宅において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。特に第1号訪問事業は、「日常生活上の基本動作がほぼ自立し、状態の維持・改善可能性の高い」軽度者の状態に即した自立支援と「目標指向型」のサービスを提供します。
運 営 方 針	訪問介護・第1号訪問事業の事業は、それぞれ利用者が要介護・要支援状態等になった場合においても、その可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活が継続できるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

### (3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
受付時間	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分
サービス提供時間帯	月曜日～日曜日 6時00分～22時00分

- ・営業日：天災その他、業務を遂行できない日を除き、月曜日から金曜日とする。
- ・休日：土、日、祝日及び年末年始（12月30日～1月3日）とする。  
ただし必要に応じて365日体制とする。

### (4) 職員の体制

職種	人員数	職務の内容
管理者 (サービス提供責任者と兼務)	常勤 1名	事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。
サービス提供責任者	常勤 2名	利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画及び介護予防計画等の作成等を行います。
訪問介護員	常勤 4名 非常勤 1名	訪問介護（介護予防）計画に基づき、サービスの提供を行います。

## 3. 当事業所が提供するサービス及び費用について

### (1) 提供するサービス内容

サービス区分と種類	サービスの内容	
訪問介護・介護予防計画の作成	利用者に係る居宅介護支援事業者や包括支援センターが作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問介護計画及び介護予防計画を作成します。	
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助	入浴の介助や清拭（体を拭く）、洗髪などを行います。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
	衣服の着脱の介助	衣服の着脱の介助を行います。
	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
	その他必要な身体介助	身体整容、自立生活支援のための見守りの援助等及びその他必要な身体介護を行います。

生活援助	調理	利用者の食事の用意を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	買い物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。
	関係機関等への連絡	その他関係機関への連絡などを行います。

(2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、サービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為および医療補助行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ 利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料

サービスを利用した場合にお支払いいただく「利用者負担金」は介護保険負担割合証の利用者負担の割合に応じて(1割から3割)負担していただきます。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

一 訪問介護の利用料（1回当たり）

【基本部分】

	サービス提供 時間数	日中		早朝・夜間	
		基本 利用料	利用者負担額 1割・2割・3割	基本 利用料	利用者負担額 1割・2割・3割
身体介護	20分以上 30分未満	2,440円	244円・488円・732円	3,050円	305円・610円・915円
	30分以上 1時間未満	3,870円	387円・774円・1161円	4,840円	484円・968円・1452円
	1時間以上 1時間30分未満	5,670円	567円・1134円・1701円	7,090円	709円・1418円・2127円
	1時間30分以上 2時間未満	6,490円	649円・1298円・1947円	8,110円	811円・1622円・2433円
生活援助	20分以上 45分未満	1,790円	179円・358円・537円	2,240円	224円・448円・672円
	45分以上	2,200円	220円・440円・660円	2,750円	275円・550円・825円

	サービス提供 時間数	基本 利用料	利用者負担額 1割・2割・3割	基本 利用料	利用者負担額 1割・2割・3割
身体 + 生活	身体 20 分以上 30 分未満 (+生活 20 分以上 45 分未満)	3,090 円	309 円・618 円・927 円	3,860 円	386 円・772 円・1158 円
	身体 20 分以上 30 分未満 (+生活 45 分以上 70 分未満)	3,740 円	374 円・748 円・1122 円	4,680 円	468 円・936 円・1404 円

※ 早朝・夜間 25%割増料金

※ 利用料は各利用者の負担割合に応じた額の支払いとなります。

※ 上記の基本利用料は厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

※ 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

提供時間帯	早 朝	昼 間	夜 間
時 間 帯	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで

## 二 第 1 号訪問事業 (1 月当たり)

### 【基本部分】

サービス 提供区分	週 1 回程度の利用が必要な場合 (Ⅰ)	週 2 回程度の利用が必要な場合 (Ⅱ)	週 3 回程度の利用が必要な場合 (Ⅲ)
基本利用料	11,760 円	23,490 円	37,270 円
利用者負担額 1 割	1,176 円	2,349 円	3,727 円
利用者負担額 2 割	2,352 円	4,698 円	7,454 円
利用者負担額 3 割	3,528 円	7,047 円	11,181 円

※ 上記の基本利用料は厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

※ 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

### 三 【加算】

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加 算		利用料	利用者負担額	算定回数等
要介護度による区分なし	緊急時訪問介護加算	1,000 円	100 円	1 回の要請に対して 1 回
	初 回 加 算	2,000 円	200 円	初回または過去 2 月以上訪問を受けていない場合
	特別地域訪問介護加算	所定単位の 15%	左記の 1 割	1 回当たり
	介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位の 22.4%	左記の 1 割	1 回当たり
	生活機能向上連携加算Ⅰ	1,000 円/月	100 円/月)	初回訪問時から 3 ヶ月間
要支援度による区分なし	初 回 加 算	2,000 円	200 円	初回または過去 2 月以上訪問を受けていない場合
	特別地域訪問介護加算	所定単位の 15%	左記の 1 割	1 月当たり
	介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位の 22.4%	左記の 1 割	1 月当たり
	生活機能向上連携加算Ⅰ	1,000 円/月	100 円/月	初回訪問時から 3 ヶ月間

☆ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画・介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）及び訪問介護計画・介護予防計画（以下「訪問介護計画等」という。）に位置づけられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画等の変更の援助を行うとともに訪問介護計画等の見直しを行います。

☆ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難と認められる場合で、利用者の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、通常利用料金の2倍の料金をいただきます。

- ・体重の重たい方に対する入浴介助等の重介護を行う場合
- ・暴力行為などがみられる方へサービスを行う場合

☆ ご利用者がまだ要介護・要支援認定を受けていない場合には、上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

☆ 緊急時訪問介護加算は、利用者やその家族からの要請を受けてサービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等は居宅サービス計画等でない身体介護を行った場合に加算します。

☆ 初回加算は、新規に訪問介護計画等を作成した利用者、過去2月に訪問介護等の提供を受けていない利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。

☆ 当事業所は、特別地域訪問介護加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算対象事業所です。それぞれ利用料金に加算されます。

☆ 生活機能向上連携加算は、生活機能の向上を目的としてサービス提供責任者が理学療法士等と連携して訪問介護計画を作成し、それに基づいてサービス提供を行った場合に加算します。

◇保険給付として不適切な事例への対応について

一 次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、介護保険制度上サービス提供できません

①「直接本人の援助」に該当しない行為

※主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当と判断される行為

- ・利用者以外の者に係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・主として利用者が使用する居室以外の掃除
- ・来客の接待（お茶、食事の手配等）
- ・自家用車の洗車・清掃等

②「日常生活の援助」に該当しない行為

※訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障がないと判断される行為

- ・草むしり
- ・花木の水やり
- ・犬の散歩等ペットの世話等

※日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- ・家具、電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・植木の剪定等の園芸
- ・正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理等

(4) その他の費用について

① 交通費	<p>・利用者の居宅が、仁淀川町以外の市町村の場合、運営規程の定めに基づき、仁淀川町を超えた地点からお宅までの距離に応じ、交通費として1kmあたり20円とし、往復距離分の実費をご負担いただきます。なお仁淀川町より30km以内の範囲とさせていただきます。</p>
-------	--

②キャンセル料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用予定日の前日までに申し出があった場合は、無料</li> <li>・利用予定日の前日までに申し出がなかった場合は、全額自己負担となります。ただし、ご利用者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。</li> </ul>
③変更・追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者又は家族は、利用期日前において、サービスの利用を中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、サービス実施日の前日までに事業者へ申し出てください。</li> <li>・サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護の稼働状況により利用者又は家族の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者又は家族に提示して協議するものとします。</li> </ul>

(5) 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

前記の料金・費用は1ヶ月ごとに計算し、翌月の15日頃に請求書をお届けします。お支払いはその月の25日に指定の口座から自動引き落としとさせていただきます。自動引き落としができない場合は、下記の事業者が指定する口座へその月の月末までに金融機関からお振り込みください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後翌月の請求時にお届けします。

支払方法	支払要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の25日に（祝休日の場合は直後の平日）利用者が指定する口座より引き落とします。 ※ご利用できる金融機関 高知県農協各支所、郵便局、高知銀行、高知信用金庫
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の末日までに（祝休日の場合は直後の平日）事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 高知県農協 吾川支所 普通預金 口座No.0001891 名義 <small>しゃかいふくしほうじん</small> 社会福祉法人 <small>に よどがわちやうしゃかいふくしきやうぎかい</small> 仁淀川町社会福祉協議会

#### 4. サービスの利用にあたっての留意事項

##### (1) サービスの提供にあたって

① 利用者に係る居宅介護支援事業者・包括支援センターが作成する「居宅介護サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問介護計画等」を作成します。なお、作成した「訪問介護計画等」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。

② サービスの提供は、「訪問介護計画等」に基づいて行います。なお、「訪問介護計画等」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することがあります。

##### ③ サービスの提供を行う訪問介護員

サービスの提供にあたり、担当のサービス提供責任者を決定します。サービスの提供に当たっては、複数の介護員が交替してサービスを提供します。

- ④ 訪問介護員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。
- ⑤ 選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者が訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者及び家族から特定の訪問介護員の指定はできません。  
また、事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。  
訪問介護員を変更（交替）する場合は、利用者及びその家族に対してサービス利用上の不利益を生じないように十分に配慮するものとします。
- ⑥ 利用者又は家族は、当事業所が提供するサービスで定められたサービス以外の業務を依頼することはできません。
- ⑦ 台風、地震、積雪等の悪天候時や、大雨による国道 33 号線通行止め時、災害時等サービスの提供が困難な場合には、やむを得ずサービスの提供を中止させていただく場合があります。

## (2) 虐待の防止について

- 一 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとします。
  - ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
  - ③ 虐待防止のための指針の整備。
- 二 事業所は、利用者の尊厳と主体性を尊重し身体拘束を安易に正当化することなく、全職員が身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束をしないケアの実施に努めるものとします。
- 三 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族・親族・同居人等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

### (3) 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>①利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>ア. 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を尊重し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>イ. 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービスの提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません</p> <p>ウ. また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>エ. 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約時に結びます。</p>
<p>②個人情報の保護について</p>	<p>ア. 事業者は、利用者や利用者家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。</p> <p>イ. 事業者は、利用者及び家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>ウ. 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写などが必要な場合は、利用者の負担となります。）</p>

### (4) 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者の体調や容態の急変、その他の緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医又は利用者が予め指定する連絡先にも連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。また主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとします。

### (5) 事故発生時の対応及び損害賠償について

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡し、必要な措置を講じるとともに事故の状況及び事故に際して取った処置について記録をします。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

<p>保険会社名</p>	<p>あいおいニッセイ同和損害保険株式会社</p>
<p>保 険 名</p>	<p>社会福祉施設総合保険</p>
<p>補償の概要</p>	<p>対人・対物・管理財物賠償補償等</p>

◇事業者の責に帰すべからざる事由

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ② 利用者が、サービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③ 利用者の急激な体調の変化等事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④ 利用者が、事業者若しくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(6) 身分証携行義務

訪問介護員は、常に身分証を携行し、利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(7) 居宅介護支援事業者等との連携

- 一 「指定訪問介護」「第1号訪問事業」の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び包括支援センター、保健医療サービス又は福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。
- 二 サービスの提供の開始に際し、この重要事項説明書に基づき作成する「訪問介護計画等」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者や包括支援センターに速やかに送付します。

(8) サービス提供の記録

- 一 事業者は、介護サービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また、利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- 二 事業者は、介護サービスの実施ごとに、サービス提供に関する記録を整備し、その記録はサービス提供終了の日から5年間保存します。
- 三 利用者及び身元引受人は、事業者に対して保存されているサービス提供記録を窓口業務時間に閲覧及び複写物の交付を請求することができます。なお複写物が必要な場合は、利用者及び身元引受人の負担となります。

(9) 衛生管理等

- 一 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品などについても衛生的な管理に努めます。
- 二 事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
  - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
  - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

- (10) 業務継続計画の策定等について
- 一 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
  - 二 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
  - 三 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていきます。

#### 5.身元引受人

- (1) 契約締結にあたり、家族等の身元引受人を立てていただくようお願いします。
- (2) 身元引受人は、これまでのご利用者の最も身近にして、そのお世話をされてきた家族や親せきになっていただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしもこれらの方に限る趣旨ではありません。
- (3) 身元引受人は、下記の内容に関して責任を負うことになります。
  - 一 利用者の利用料等の経済的な債務についての連帯履行義務
  - 二 利用者が疾病等により医療機関に入院、受診する場合の申し込み、費用の支払い手続き並びに送迎
  - 三 その他、利用者に関わる事項
- (4) 身元引受人が死亡した時や破産宣告を受けた場合は、新たに身元引受人を立てていただき、再契約をしていただくことになります。

#### 6.サービスの終了について

次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

- (1) 要介護認定により心身の状況が自立と判定された場合
- (2) 利用者が介護保険施設に入所した場合
- (3) 利用者から契約解除の申出があった場合
- (4) 利用者及び身元引受人によるサービス利用料の支払いが3か月以上遅延し、その支払いを催告したにもかかわらずこれが支払われない場合
- (5) 利用者が亡くなられた場合
- (6) 事業者から契約解除の申し出を行った場合
- (7) 事業者が解散した場合又は止むを得ない事由により当事業所を閉鎖した場合
- (8) 事業所の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- (9) 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

#### 7. サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

お客様相談窓口	電話番号	0889-35-0250
	FAX番号	0889-20-2012
	相談員	掛水 奈美、野村 真理
	対応時間	月曜日～金曜日の平日午前8時30分から午後5時15分までの対応となります。

(2) 公共機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てができます。

仁淀川町役場 保健福祉課	所在地 電話番号 FAX番号 対応時間	仁淀川町大崎 200 0889-35-0888 0889-35-0228 午前8時30分～午後5時15分
池川総合支所 健康福祉課	所在地 電話番号 FAX番号 対応時間	仁淀川町土居甲916-3 0889-34-2112 0889-34-3796 午前8時30分～午後5時15分
仁淀総合支所 健康福祉課	所在地 電話番号 FAX番号 対応時間	仁淀川町森 2552-1 0889-32-1110 0889-32-1100 午前8時30分～午後5時15分
高知県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 電話番号 FAX番号 対応時間	高知市朝倉戊375-1 088-802-2611 088-844-3852 午前9時～午後4時
高知県国民健康保険団体 連合会（国保連）	所在地 電話番号 FAX番号 対応時間	高知市丸ノ内2-6-5 088-820-8410 8411 088-820-8413 午前8時30分～午後5時15分

(3) 提供するサービスの第三者評価の実施について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	無
実施した評価機関の名称	無
評価結果の開示状況	無

【重要事項説明確認欄】

令和 年 月 日

私は指定訪問介護、第 1 号訪問事業の契約締結に際し、利用者及び身元引受人に重要事項の説明を行いました。

事業所 所在地 高知県吾川郡仁淀川町大崎 264-8  
事業者 社会福祉法人 仁淀川町社会福祉協議会  
事業所名 サポートセンターほのか  
説明者氏名 ⑩

私は、本書面に基づいてサポートセンターほのかの、上記職員から重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所 高知県吾川郡仁淀川町  
氏 名 ⑩

署名代筆者

利用者は、心身の状況等により署名が出来ない為、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

署名代筆者 住 所  
氏 名 ⑩  
利用者との続柄 ( )

身元引受人 (連帯保証人)

私は、重要事項につき説明を受け身元引受人の責任について理解しました。

身元引受人 住 所  
氏 名 ⑩  
利用者との続柄 ( )